

神奈川県監査委員公表第 16 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 8 月 12 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	土 井 りゅうすけ
同	赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成 28 年 1 月 12 日（神奈川県公報定期第 2749 号）神奈川県監査委員公表第 1 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 1 箇所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立体育センター	平成27年10月21日（平成27年8月20日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費13件、2,600円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成 27 年 12 月 4 日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、組織として確認する体制を整備することにより、適正な事務執行に努めることとした。